地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年6月20日

横浜市契約事務受任者 横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要 エアコン室外機修繕
- 2 履行場所 青葉区浜市青葉区新石川1丁目20-1 横浜市立山内小学校
- 3 契約日 令和6年5月27日
- 4 履行日又は履行期間 令和6年6月14日
- 5 契約金額 1.210.000 円 (税込)
- 6 契約の相手方(名称及び所在) 東京都大田区大森西3-29-7 ダイキン工業株式会社
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和6年4月23日、普通教室6教室に供給しているエアコンの室外機のうち3台中1台の故障が発生した。当該エアコンの運転能力が低下し、早急に対応しなければ普通教室における授業運営及び児童の健康状態に支障が生じる恐れがあることから、緊急契約での作業を実施した。

- 8 契約の相手方の選定理由 迅速な対応が可能な業者を選定した。
- 9 所管 教育委員会事務局教育施設課